

[事案 29-124] 新契約無効請求

・令和元年 10 月 20 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-123]の申立人の配偶者であり、[事案 30-216]の申立人と同一である。

<事案の概要>

満期祝金等が払い込んだ保険料を下回ることはないと誤信して契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 12 月に契約したこども保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人は、満期等で受け取る金額が保険料よりマイナスになる可能性があることは言わず、損する保険ではないと言っていた。
- (2) 契約時、募集人から、子が 22 歳までの保険期間のものを契約して 18 歳で解約すればよいと言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人および申立人配偶者に対して、設計書やパンフレットを示して、契約の具体的な内容を説明しており、申立人はその説明を理解したうえで、申込書に署名捺印した。また、申立人は募集人から、ご契約のしおり等も受け取っている。
- (2) 募集人は、申立人および申立人配偶者に対して、払い込む保険料の金額より契約期間中に受け取る祝金・満期祝金の合計金額の方が多くなるといった説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が満期等で受け取る金額が払い込む保険料よりマイナスになる可能性があることを説明せず、損する保険ではないと説明したとは認められず、22 歳までの保険期間のものを契約し、18 歳で解約すればよいと説明したとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。